

【平成24年度 就学援助希望者の申請について】

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

※前年度援助を受けた方で、引続き希望される方も申請が必要です。

1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

(1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）。

(2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）。

具体的には、平成23年中の所得で、同居の家族（住民票は別でも同一生計の人は含む）全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額は大体の目安です。予算の範囲内で収入・扶養人数等を考慮して認定します。

※所得とは、以下の算式で算出した額を言います。

所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除（社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ）

2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次のとおり学校に申請してください。

【受付期間】4月23日（月）～5月25日（金）

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意ください。

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）

②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部

③平成24年度課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）

④その他（家賃証明書・預金通帳の写し等）

※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要（同意されない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降にお早めに提出してください）

※平成24年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報が無い場合、後日、課税証明書の提出を求めます。

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成25年1月末日まで。

【申請書の提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または教育委員会学校教育課
☎945-5039（内線513）FAX 945-6770



固定資産税(1期分)及び軽自動車税は5月31日(木)が納期限です

平成24年度固定資産税1期分及び軽自動車税の納期限は、5月31日（木）です。お忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いします。

町税の納付は、口座振替を利用すると便利です。
なお、町税の納付が遅れた場合は、延滞金が増加されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと差押等を行う場合があります。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

※納税は国民の三大義務の一つです。（憲法第30条）
※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

平成24年度 軽自動車税について

平成24年5月上旬に軽自動車税の納税通知書が送付されます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

（軽自動車税について）

◎軽自動車税は、毎年4月1日現在において軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。

◎普通自動車税とは違い、月割での課税計算や払い戻しはありません。

◎車検切れなどにより実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。



ナンバープレートの紛失や盗難にあつたら、警察及び総務部税務課に届出を！

盗難にあつたり紛失しても警察及び総務部税務課に届けなくて…

○抹消の手続きができず、いつまでも税金を払うことになります。

○放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。

また、人に譲ったときも名義変更の手続きをしないとその後課税され続けます。

身体障害者等に対する減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計が同じ方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

（手続きに必要なもの）

・減免申請書 ・平成24年度軽自動車税納税通知書 ・印鑑 ・身体障害者手帳等の写し

・運転免許証の写し ・自動車検査証の写し

（※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります。）

（減免申請期限）

5月24日（木）

（身体障害者減免の該当区分）

障 害 区 分	障 害 の 級 別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	左に同じ
移動機能障害	1級～6級	1級及び2級、3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
肝機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級（自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者証の交付を受けている

お問い合わせ／総務部税務課 町県民税係 軽自動車税担当 ☎945-4729（内線142）

要予約

事前にお問い合わせ下さい！

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

フォレストアドベンチャー

FOREST ADVENTURE IN ONNA

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087

(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp

(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主 福山商事株式会社